

## 9 その他に関する事例

## ①利用者等の対応に苦慮

番号	相談者	苦情内容	対応者	対応結果
1	利用 当事者	利用当事者は数か月入院し、退院した。腰を悪くし、車いすで自宅に入ったときに、棚の位置が変わっていた。押し入れの衣類がなくなっており、棚の中の薬がごみ袋に入っていたりした。	保険者	相談者に保険者の方から、自宅に行って、一緒に対応することはできないと説明した。     介護支援専門員に連絡をとり、状況について話を聞くことはできると伝えたが、希望はしなかった。     どこか相談できる場はないかといった話の途中で、電話が切れた。
2	利用 当事者	前の介護支援専門員に病院の領収書、支 払いの明細等を持って行かれた。	保険者	居宅介護支援事業所に連絡したところ、 何度も介護支援専門員の苦情で保険者に電 話を掛けて来る事は地域包括支援センター にも伝わっている事案で、今後、地域ケア 会議をする事になっているとのことだった。
3	ケア マネ ジャー	担当している利用当事者の家族が利用当事者の薬やエアコンのリモコンを持って行ってしまう。そのせいで利用当事者宅の室温が上がり、熱が上がってしまい病院で点滴を打った。 夏の間だけでいいので措置入所等できるところはないか。	保険者	措置入所は家族の協力を得られない等で 1週間くらいの短期間のみ入所できるもの なので、夏の間中というのは難しい。短期 入所生活介護の利用を検討してみてはと説 明した。 話し合いでは訪問介護員等を増やすこと と、他の家族に介護老人福祉施設等の施設 入所の申し込みをすることの了承を得た。 短期入所も前向きに検討し、何かあったら 再度連絡をくれるということで対応を終了 した。

番号	相談者	苦情内容	対応者	対応結果
4	本人	特定施設入居者生活介護の入居者より下記のように施設の対応が悪いと相談があった。 ①雨漏りしているが、お金がないから修繕できないと言われた。 ②洗濯機1台が壊れた。今も使えないまま。 ③漏水している分、住民が水道利用を抑えるよう言われる。検針が壊れている。 ④階段の蛍光灯が切れている。 ⑤運営法人が変わってさらに悪くなった。	保険者	当該施設について介護保険法に基づく指導はできないため、特定施設入居者生活介護の届出を受ける東京都に報告及び対応内容を受けた。 ・入居者からの相談は東京都から施設の管理者に伝えている。 ・お金がなから修繕できないと言われたら東京があもどうする。できない。 ・自のかっている。・自のからのでは保険者と合同で検査に入る。 ・相談者の了解を得ているため、東京都より法人の回答を得ているがあれば保険者と合同で検査に入る。 ・相談者の了解を得ているため、東京都より法人の回答があり、近日中に対応する。とに報告できていなかったが、対応するとのことだった。
5	利用 当事者	月1回のモニタリングについて介護支援専門員が新型コロナウイルス感染症の陽性となた。の介護支援専門員に相談者は、「通が大護を利用したい。」と相談していたが意を利用したい。」と相談していたが高がですれる。」と相談が作いな介護の利用もなしでする。」と所介護のに同かられてしまい、通所介護を一方的に切られてしまったところ、介護を一方がに連絡がいってとまい、介護を規則に連絡がいって援専門員から「地域包括支援センターに対したのでする。」と言いたくない。	保険者	相談者の話を傾聴した。相談者は介護支援専門員の変更を希望しているが、「時間がかかるから、今すぐに変更はできない。」と話す。また、保険者から介護支援専門員に連絡をとり、通所介護の相談の件につ介護の書を聞くことは希望しなかった。介護支援専門員に自分の話が伝わることを懸支援でいた。相談者から、もう一度介護支援専門員に連絡し、通所介護の件は自分から相談してみるとのことで、電話を終えた。
6	家族	利用していた。 対象をな当利には、 対象をなが変し、 が変した利用していた。 は、 対象を変しますが、 他のでは、 が変したののででは、 ないのででは、 ないのでは、 はいのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 はいのでは、 ないのでは、 ないのではないのでは、 ないのでは、 ないのではないのでは、 ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	国保連	個人情報の保護の問題があるので事業所の対応はやむを得ない、国保連も介入できないと伝えた。そのうえで、利用当事者が面会を希望しているならば、利用当事者から介護支援専門員や家族に伝えてもらってはどうか。また、個人情報の同意を含め契約上の問題なら消費者センターも相談にのってくれる可能性があると伝えた。

## ②近隣住民からの苦情

番号	相談者	苦情内容	対応者	対応結果
1	その他	集合住宅で訪問介護員が自転車を来客用の自転車置き場があるのに利用せず、玄関に止めていてマナーも悪く危ない。高齢者が躓いてけがをしたらどうするのか。住民はみんな自転車置き場に止めているので、自分たちの都合の良いところに置かれては困る。	保険者	事業所は分からないが何社か来ているとの主張だったので、地域包括支援センターと支所に連絡した。 地域包括支援センターからは、兼ねてより車両や自転車の置き方で苦情がありことが分かるステッカーを貼っているとのかが連絡してほしいと言っているとのと。支所としても話を聞いたことがあり、何かあれば情報共有することを確認した。 当該地域を担当している事業所にも周知をおこない、介護職のマナーの改善を目指した。
2	その他	相談者の自宅近隣にある介護事業所は、 普段から送迎車が行き来しており、狭い道 路にも関わらず運転が雑である。先月は、 軽い接触事故を起こしたにも関わらず、運 転手は止まらずにそのまま行ってしまった。また、道路幅が極端に狭いため、車が すれ違うことが出来ない状況であった。このような狭い道路で介護事業所の職員の運 転が雑なため、近隣に住む住民としては強いストレスを感じている。送迎車の乗降場 所を大通りに変更するとともに、日中のカラオケの音量も大きいため止めるよう注意 してほしい。	保険者	相談者の話を傾聴した上で、保険者として当該事業所に事実確認を行い、関係部署と連携して対応していく旨を伝えた。 当該事業所の管理者に相談内容を報告し事実確認を行ったところ、相談者の話は事実であるとのことだった。管理者に対し、送迎車の運転に伴う安全配慮義務の徹底及び、カラオケプログラムの提供時には窓の開閉や音量に配慮するよう依頼した。
3	その他	近隣の訪問看護事業所が早朝から大きな物音を立てたり、駐車場での大きな話し声といった、事業所の管理者や職員の素行が悪く、怖く感じること等がある。東京都に相談したが、保険者に相談するように言われた。事業所に改善するように言ってほしい。	保険者	事業所の管理者に苦情内容を伝え、話し 声などに気を付けるよう職員にも周知する ように伝えた。

番号	相談者	苦情内容	対応者	対応結果
4	その他	近隣の事業所から出る音の音量が大きい。また、利用者の送迎車が家の前にになっられ、相談者の自動車の出庫の妨げになっまたり、送迎車が道を譲る際、利用者を通れている。とのような事業所があります。ことで事業所の職員は、事業所の者がないとのに年中無体の当該施設からのことのが、相談者は、一次をは理解しているが、相談者がある。とは理解は、一次をは、一次をは、一次をは、一次をは、一次をは、一次をは、一次をは、一次を	保険者	相談者は、事業所から出る音量が大きいる音量が見い。 送迎車の停車等や自動車の運行を期間を出して近隣住民の方の声があった。 おいことにてで理解してで理解していることでで理解していることでで理解している。 では、

## ③関連する事業への不満

番号	相談者	苦情内容	対応者	対応結果
1	家族	家族が介護している末期がんの利用当事者について、訪問看護の看護職員がレスパイト目的で緩和病棟への一時入院を勧めてくれた。介護支援専門員も了解し在宅の主治医である訪問医に連絡してくれたが、訪問医は診断書や紹介状は書かないと言う。主治医が協力しないのはおかしいのではないか。 介護支援専門員は主治医が書かないと入院手続きが難しいという。	国保連	国保連は、医師の判断に関して対応できないことを説明した。     介護支援専門員だけで手続きが困難なのであれば、地域包括支援センターや入院予定の病院の相談員などにも相談してはどうかと提案した。
2	家族	入所当事者が入所中の介護老人保健施設から次の施設を探しているという相談で電話があった。 施設から食事がとれなくなってきており、対応可能な施設を探すよう言われた。 事業所探しを事業所と利用者で任せずに保険者は何もしないのか。介護老人福祉施設の申込が終了しており、次は数か月後の評価になってしまう。事業所は介護老人福祉施設の申込するように言わなかったが、これは事業所が責任を取るべきではないか。また、保険者として施設に指導してほしい。	保険者	当該事業所に確認したところ、今すぐ退去を迫っているわけではなく、現状の状態だと医療依存が高いので入院が必要との話はした。そのため、「他の事業所はどうか」という提案をしたが、金銭面で折り合いがつかなかったとのこと。 少なくとも家族等の同意なしに、退去させることはないことを確認した。今後、面会の予定もあるとのことだった。